

習志野市農業委員会総会議事録

平成29年第7回習志野市農業委員会総会は平成29年7月5日（水曜日）習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後3時00分

1. 委員の出欠席 17名中 13名出席

※ 5番、9番、14番、15番は欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 三代川 正夫 2番 三橋 喜左衛門 3番 三代川 彦博

4番 合間 正秋 6番 伊東 壽 7番 三橋 武夫

8番 葛城 芳一 10番 伊藤 和彦 11番 飯生 良

12番 田久保 征夫 13番 小川 孝雄

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 1番 三代川 正夫 2番 三橋 喜左衛門

1. 議案審議結果

上 程 7件 承 認 7件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午後 4時30分

1. 付議事項

議案第1号 習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について

議案第4号 生産緑地のあっせん結果について

議案第5号 生産緑地のあっせん結果について

議案第6号 農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更に関する審議について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書（相続）について

議 長

皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、只今より平成29年第7回
習志野市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、欠席はありません。

4名の欠員を含め17名中、13名の出席であります。
よって本日の総会は成立いたしました。

次に、議事録署名人について、

「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により
議長より指名させていただきます。

1番 三代川 正夫 委員、2番 三橋 喜左衛門 委員、
両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。

総会の議案に入る前に私から一言、

御礼を申し上げたいことがあります。

農業委員の皆様におかれましては、5月から6月にわたり

「キャロット計画」として、各学校・幼稚園・こども園
等に習志野産にんじん「彩誉」を提供、また掘り取り体験など
大変忙しい、時間の制約がある中でご協力頂き感謝申し上げます。
食育もそれに伴うPRもだいぶ根付いてきたので、次年度もよろ
しくお願いいたします。

本日の議案上程件数は、7件でございます。

それでは、議案第1号

「習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会
について」を議題とします。

現地調査についてはご協力ありがとうございました。

議案第1号については、農用地域から除外をする案件であり、
委員の皆様におかれましては、あまりない案件と思いますので
事務局には、特に詳細な説明を求めます。

また、農業振興地域整備計画の担当課である協働経済部
産業振興課の職員の出席を要請しております。

事務局の説明の後、説明をもらう予定でございます。

事務局	<p>最初に議案の朗読、次に現地調査報告、意見照会を行った産業振興課職員の説明を行い、質問をいたします。</p> <p>それでは、事務局から議案の朗読をお願いします。</p> <p>それでは1ページをお開きください。</p> <p>議案第1号</p> <p>習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会について農用地区域からの除外申出に伴う習志野市農業振興地域整備計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、下記のとおり習志野市長より習志野市農業委員会会長へ意見照会があったので、意見を求める。</p> <p>除外案件の概要</p> <p>除外申出地：習志野市●●●丁目●●●番</p> <p>地目：畑</p> <p>除外面積：●, ●●●m²</p> <p>事業計画者：習志野市●●●丁目●●番●号</p> <p>●●●●株式会社</p> <p>土地所有者：千葉市●●●区●●● ●●●●番地 ●●●●</p> <p>摘要（事業目的等）：事業用駐車場として利用のため</p> <p>以上です。</p>
議長	次に現地調査報告を、事務局からお願いします。
事務局	<p>議案第1号「習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会について」</p> <p>現地調査は、廣瀬会長はじめ農業委員10名、事務局2名と委任された業者さん1名の計13名で行いました。除外地申出地は、●●●丁目●●●番地、●道●●●●●線の●●交差点から●●●●方面に向かい、約●●●メートルほど進んだ左手になります。農用地区域からの除外申し出理由について、●●●●株式会社の事業所が、現在使用している駐車場約1400m²の賃借契約が、平成29年11月30日を以って満了となり、以後契約更新が出来ないことから、隣接している農地を駐車場とすべく、農業振興区域の解除を求められたものです。申し出地は、工場の敷地と地続きで、10tトラックの出入りも問題なく行える状況で、業務</p>

	<p>に支障が生じることもなく、また、隣接農地にも影響を及ぼすことの無い適地と思われます。</p> <p>以上現地調査報告とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは産業振興課職員を案内してください。</p> <p>最初に、産業振興課職員自己紹介をお願いします。</p>
<p>産業振興課</p>	<p>こんにちは 産業振興課●●係長の●●です。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案の説明をお願いします。</p>
<p>産業振興課</p>	<p>はい、それでは議案第1号につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号として提出させていただいた案件は、農用区域除外に係わるものです。今回、農用区域内に土地を所有する者等から、当該農地を農用区域から除外したいとの申出がありましたので、農用区域除外に係る習志野市農業振興地域整備計画の変更をするにあたり、法令に基づき農業委員会の意見を求めるため、この総会に議題として提出させていただいたものです。</p> <p>農業振興地域内の農地（市街化調整区域）のなかで、特に農業上の利用を確保すべき土地を農用区域として指定するもので、農用区域として指定を受けた農地は、農業振興を図るための国の政策等の中心になりますが、開発行為や農地の転用が制限され、農用地利用計画で指定した用途に供する転用以外はできなくなります。</p> <p>端的にいきますと、宅地造成等の開発行為は一切できず、農業上の利用しかできないというもので 習志野市では、現状、約62haを農用区域として指定しています。</p> <p>しかしながら、農地はあくまでも個人所有地でありますので、経済的・社会的な理由により農業以外の目的で利用したい場合が出てくる場合があります。</p> <p>例えを挙げますと、分家住宅の建築や、都市計画の見直しによる開発（奏の杜）があります。</p>

	<p>必要な最小面積としております。</p> <p>次に、申出が農用区域からの除外基準を満たしているかの判断でございます。はじめに基準について説明いたします。</p> <p>基準は大きく分けて2つあります。</p> <p>1つ目は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する5つの要件をすべて満たすこと、2つ目は、関係他法令の許認可見込みがあることです。</p> <p>まず、1つ目の法律に基づく、5つの要件についてです。</p> <p>各要件の概要と市の判断は次のとおりです。</p> <p>① 農業以外の用途に供することが必要かつ適当であり、他に代わる土地がないこと。</p> <p>申出のとおり、車両を駐車できる場所がこの土地しかないことから該当します。</p> <p>② 用地の集団化、効率的な農作業及び農業上の土地利用に支障を及ぼさないこと。</p> <p>現地調査で確認されていらっしゃると思いますが、申出地は、農用区域の端であるため、除外しても農地集団性を損なうもの（区域の分断）ではありません。</p> <p>③ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと。</p> <p>これは、担い手（認定農業者等）への利用集積に影響がないかということですが、申出地における利用集積の見込みはありません。（周辺も含めて利用集積希望なし）</p> <p>④ 農用区域内の土地の保全、利用上必要な施設の機能に支障を及ぼさないこと。</p> <p>この施設は、農業用排水施設といったもので、当該農用区域には存在しません。</p> <p>⑤ 土地改良事業等の完了後8年を経過していること。</p> <p>本市には、土地改良区はありません。</p> <p>以上、法律上の5つの要件はすべて満たしていると判断できます。続いて、2つ目の関係他法令の許認可見込みについてです。</p> <p>今回の案件の駐車場は、建築物にあたらないため、建築協議は不要となっております。</p> <p>農地法につきましては、事前協議として、農業委員会事務局に見込みがあることを確認しております。</p> <p>よって、関係他法令の許認可見込みも満たしていると判断します。その他、計画地につきましては、これまで千葉市の方が借りて耕</p>
--	--

	<p>作されておりましたが、既に別途代替地（●, ●●●●㎡）を借りて栽培されており、耕作面積の減少は生じていないと伺っています。また、周辺農地への影響防除措置としまして、ブロック土留め、波計土留を布設し、計画地の雨水が隣接地へ流出しないよう対策を施す計画となっています。</p> <p>以上のことから、本市としては、●●●●株式会社及び●●●●氏からの除外申出は基準を満たしており、農地利用計画の変更も止むを得ないものであると判断し、農用地区域除外に係る習志野市農業振興地域整備計画の変更をしようとするものです。</p> <p>説明不足の部分や分かり難い部分があったかもしれませんが、以上をもちまして、議案の説明を終わりにさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、先ほど事務局から現地調査の報告がありました。そしてなおかつ、皆さんは見ておりますので、その中で再度●●係長に何か質問があれば受けたいと思いますが、いかがですか？</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>はい、三代川彦博委員どうぞ。</p> <p>私の感覚ですと農業振興地域をはずすということは、なかなか厳しいルールがあるものとずっと思っていたのですが、今初めて聞いた1項から5項までの項目を何らクリアすれば除外できたということですか？</p> <p>また、こうした事例は過去にあったのでしょうか？</p>
<p>産業振興課</p>	<p>過去の事例については、直近で見ますと、今日の議題の第7号の●●●●●●の駐車場の移設ということで、隣接地なのですが、道路の反対側の駐車場を農用地区域の農地の端の部分に移すというケースがございます。今日の議題となっている場所が隣接している所です。</p>
<p>合間委員</p>	<p>十数年前に谷津で3件くらいあったと思います。</p> <p>駐車場であったと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>私の記憶している範囲では、駐車場ではないのですが、●●の●●●●●●と住宅建築の目的で●●の●●さんが該当しました。</p>

議 長	<p>産業振興課からの説明で、トータル10項目についての説明がありました。それをクリアしそれと同時に農家の家庭の事情も若干あるということで、それを含めれば除外できるということだと思います。</p> <p>他に関連して、質問等があればお受けいたします。</p> <p>無いようですので質疑を終わります。 産業振興課●●係長ありがとうございました。 ご苦労さまでした。</p> <p>・・・・・・産業振興課職員を会場から退席・・・・・・</p> <p>それでは、議案第1号の審議に入ります。 ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います また、地元委員である、飯生 正己職務代理・飯生 良委員 何か意見・補足などあればお願いします</p>
飯生良委員	<p>道路に面したところは、例外という形でどうしてもなっていくのですよね。</p>
飯生職務代理者	<p>いずれにしても私の土地も含めてこの地域はこれから道路が整備されていくので、このような状態が出てくると思います。</p>
議 長	<p>飯生職務代理、飯生良委員ありがとうございました。 他にご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。 事務局、補足説明などありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議 長	<p>他に、ご質問など無いようですので採決に入ります。 議案第1号の 習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会について採決いたします。 なお、当該申請地は説明があったとおり、第2種農地であり</p>

	<p>農用地の除外を伴う農業振興地域整備計画の変更でございます。変更について、周辺の営農について影響ないように要請し、農業委員会としては、申出のとおりといたします。議案第1号について、賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。全員の賛成を持ちまして、議案第1号は、農用地の除外について、農業委員会は申出のとおりとします。</p> <p>事務局は、習志野市長へ回答してください。</p> <p>それでは、議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案とします。事務局は、議案第2号の朗読をお願いします。</p> <p>議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 下記のとおり農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。 平成29年7月5日 提出</p> <p>1 申請地の所在、面積 習志野市●●●●丁目●●●●番● ●●●m²</p> <p>2 権利の内容 所有権移転(贈与)</p> <p>3 申請者住所、氏名 譲受人 市川市●●●●丁目●●番●●—●●●●号 ●● ●● 譲渡人 習志野市●●●●丁目●番●●号 ●● ●●</p> <p>以上です。</p> <p>事務局、ご苦勞様でした。 続きまして現地調査報告を地元委員である伊東 壽委員より お願いします。</p> <p>伊東壽委員 議案第1号「農地法第3条の許可申請について」調査報告をさせていただきます。 現地調査は、平成29年6月30日に廣瀬会長、事務局職員</p>
--	---

議 長	<p>2名で行いました。 場所につきましては案合図のとおり、●●●●丁目の「●●●●」の近く、●●●●●●●●●●に隣接したところにあります。</p> <p>今回の申請の内容は、父の●● ●●さんの農地を息子の●● ●●さんへ、農地法第3条の贈与により、所有権を移転するものと聞いております。</p> <p>●● ●●さんは高齢で今迄のように耕作できなくなり、現在は週末に息子さんと耕作をしており、販売用の輸送は息子さんが担っているそうです。今後は、息子さんが後継者として頑張るそうです。</p> <p>以上、議案第1号の調査報告とさせていただきます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
事務局	<p>伊東 寿委員、現地調査報告ご苦劳様でした。 私も鷺沼地区ということですので補足させていただきます。 この案件については、本人に営農をしているかどうかを確認いたしました。このご家庭は週の金・土・日くらいに昔からお付き合いのあるお客さんに自分の作った野菜を納入するといった形で、息子さんも手伝っているということでした。このことから農家台帳どおり150日農業を行っているということも補足しておきたいと思います。</p> <p>事務局は、本案件の詳細な説明をお願いします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出があったので許可について審議を求める。 農委受付日 平成29年6月23日（金） 農委申請日 平成29年7月 5日（水）</p> <p>申請者 譲受人 氏名 ●●●● 年齢●●歳 職業 会社員 譲渡人 氏名 ●●●● 年齢●●歳 職業 農業</p> <p>2 許可を受けようとする土地の所在・地番・地目・面積・利用状況等について</p> <p>所在・地番 ●●●●丁目●●●●番● 地目 台帳 畑 現況 畑 利用状況 畑</p>

<p>議 長</p>	<p>面積 ●●●m² 所有者氏名 ●●●●● 利用者氏名 同上です。 利用権については所有権です</p> <p>3 権利を設定し又は移転しようとする事由 ●●●●●さんの子である●●さんは、父の高齢化に伴い農業経営を継続することになり、休日に農業を手伝っております。●●市に住所がありますが、習志野市に住所を移し今後は●●家の農地の維持管理及び農業を継続していく予定です。今回、●●の自宅から一番離れた土地を贈与するものです。</p> <p>4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転（贈与）です。</p> <p>5 権利設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が所有し、使用収益権を有する農地の面積等 畑 ●●, ●●●m² 経営地も同左です。 合計も●●, ●●●m²です。</p> <p>6 権利を取得しようとする者の世帯員が耕作等の事業に従事している状況 ●●●●●さん ご本人 ●●歳 職業は農業で従事日数は250日です。奥様の●●さん 年齢は●●歳で職業も農業です。従事日数は200日となります。今回譲受をします●●さん●●歳 会社員で従事日数は150日となります。</p> <p>7 権利を取得しようとする者及びその世帯員の農機具等の保有状況につきましては記載のとおりです。 以上です。</p> <p>事務局、ご苦労様でした。 只今の事務局の説明を受け、審議に入りたいと思います。 議案第2号について質問等の有る方は挙手願います。</p> <p>はい、三代川彦博委員どうぞ。</p>
------------	---

<p>三代川彦博 委員</p>	<p>谷津の区画整理があつて、許可の中で問題がないということであれば「贈与」という形で、一番使ったのは相続時精算課税制度を使ったのですが、今回もそのようなことでしょうか。それとも普通の贈与になるのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>その辺を事務局からあればどうぞ。</p>
<p>事務局</p>	<p>税理士との相談はしてあるとのこと。ただし、相続時精算課税制度は使わないということでした。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>補足ですが、せっかく良い制度なので、もし使える状況になったら使った方が良くと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>参考意見、ありがとうございます。 他に質問等ございませんか？ ご意見・ご質問等が 他に無ければ採決に入ります。 議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、議案第 2 号につきましては許可と決しました。 よって本案件につきましては、本日付けで許可書を発行してください。 よろしく願います。</p> <p>続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請書について、事務局より議案説明を求めます。 なお議案第 3 号は、農地法第 5 条の許可後の計画変更です。 議案の朗読と説明を事務局より願います。 それでは、事務局願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 3 号 「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請書について」 平成 28 年 2 月 25 日付け千葉県千農指令第 1182 号-1 で建売分譲住宅（13 棟）として農地法第 5 条の規定による許可を受けた、習志野市●●●●丁目●●●番の農地（畑）</p>

	<p>●, ●●●●m²の内●, ●●●. ●●●m²に係る当初計画を変更するにあたり、県への送付について審議を求める。</p> <p>平成29年7月5日提出</p> <p>変更理由</p> <p>13棟の分譲住宅建設計画のうち2棟が完成し9棟が建築中残りの2棟については平成30年12月に完了を予定している。建売住宅の購入者の動向を見ながら住宅建築を進めてきたが想定外に時間を要してしまったため。</p> <p>申請者</p> <p>●●●●●●●●丁目●●番●●号●●</p> <p>株式会社 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●</p> <p>代表取締役 ●● ●●</p> <p>変更内容</p> <p>工事期間の変更</p> <p>工事期間</p> <p>変更前（着工日 28年2月15日 完了日 29年6月30日）</p> <p>変更後（着工日 28年2月15日 完了日 30年12月31日）</p> <p>次の8ページに現在の状況が出ております。図の一番右側のつっこみ道路の向かい側2棟について未着手になっておりまして、この中はほとんど建設中で手前の右から2番目が完成、上の段右から3番目が完成という形になっております。以上です。</p> <p>議 長</p> <p>はい、事務局ご苦労様でした。</p> <p>議案第3号の審議に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問のある方は挙手願います。</p> <p>・・・「ありません」の声・・・</p> <p>地元鷺沼台地区委員、三橋 喜左衛門委員何かございますか？</p> <p>三橋喜左衛門委員</p> <p>（近隣農地に対して）迷惑がかかっているということはありません。</p> <p>議 長</p> <p>同じく三橋 武夫委員何かございますか？</p> <p>三橋武夫委員</p> <p>通行などには支障など及ぼすことはありません。</p>
--	--

議 長	事務局、補足説明などありますか。・ ・ ・ ・ ・
事務局	特にありません。
議 長	<p>他に、ご質問などなければ、採決に入ります。 議案第3号の 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について 採決いたします。</p> <p>議案第3号について、賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第3号は同意されました。 事務局は、千葉県知事へ計画変更承認の進達をお願いいたします。</p> <p>続きまして議案第4号の 「生産緑地のあっせん結果について」を議案とします。 事務局より議案の朗読等願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 生産緑地のあっせん結果について 平成29年6月5日開催の平成29年第6回総会、議案第2号において審議し地域農業者に生産緑地のあっせんを依頼し、その結果の報告を求めるものである。 平成29年 7月 5日提出</p> <p>1. 生産緑地の申請地 習志野市●●●丁目●●●番● ●,●●●●m² (●●●●生産緑地地区) (約●●●●坪)</p> <p>2. 申請者 習志野市●●●丁目●番●●●号 ●● ●</p> <p>3. 買取希望額 ●●,●●●●,●●●●円 (●●, ●●●●円/m²あたり) (約●●,●●●●円/坪あたり)</p> <p>4. 回答期限 平成29年7月7日(金) 以上です。</p>
議 長	はい、事務局ご苦労様でした。

<p>三代川彦博 委員</p>	<p>只今の議案第4号の結果について、 皆様の地域の農業者で買取り希望者がいた地区の方は、 挙手願います 三代川彦博委員どうぞ。</p> <p>●●地区の事ですが、農家として●●の事が一番気になるのですが、私の地区においては希望の有無について昨日全員に確認しました。皆さん金額が安価なので興味は持たれているのですが、ただ今回の案件で一つ質問なのですが、今までの案件ですと道路付きというのがほとんどなのですが、今回はどう見ても道路というのがはっきりしていない案件なので、そういったこともあってこの金額なのかなと考えるところです。皆さんそこのところを心配されているようですが実際の案件というのはどうなのでしょう か。 回答期限が7月7日ということは、7月7日までに返事をすれば 良いということによろしいのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局どうぞ。</p>
<p>事務局</p>	<p>生産緑地の担当は、都市計画課になりますので農業委員会のほう で買取り希望がありましたら、農業委員会の会長から買取り 希望があった旨を書面で回答いたします。ただし、民々の事 ですので買取り希望のあった方の氏名や住所などは、農業委員会 から直接回答はいたしません。地区の中で希望する方がいらっし やいましたら、直接都市計画課へ連絡をしていただきます。都市 計画においても民々の事ですので都市計画課が中に入るとい うことではなく、所有者の方に都市計画課から買取りを希望して いる方がいる旨を電話等で連絡をさせていただき、その後価格等 については所有者の方と希望者の方双方でお話をしていただく ということで、都市計画課へは確認をいたしました。皆さんが心配 されていらっしゃるの、個人情報である氏名や住所が表に出て しまうのではないかとということだと思っておりますがこれにつ いては、口外することはないということ都市計画課から伺って おります。もし●●地区の方でご希望の方がいらっしゃる場合には 都市計画課へお話をしてほしいということです。農業委員会事務局は、 書面で回答するのみとなります。</p>

議 長	はい、三代川彦博委員
三代川彦博 委員	今の回答ですと、疑問点等があれば都市計画課へ問い合わせ、この期限までに申し出るということによろしいということですね。
事務局	そうです。
三代川彦博 委員	はい、わかりました。
議 長	<p>私どもで現地を見に行ったのですが、この土地は畑としては広いのですが出入りをする道が無いように見受けました。</p> <p>それでは、この件に関しましてはもしかすると買い取り希望者がいらっしゃるかもしれないという情報があるということです。</p> <p>続きまして、関連しますので議案第5号へ議事を進行します。議案第5号は「生産緑地のあっせん結果について」を議案とします。</p> <p>事務局より議案の朗読等お願いします。</p>
事務局	<p>議案第 5 号</p> <p>生産緑地のあっせん結果について</p> <p>平成29年6月5日開催の平成29年第6回総会、議案第3号において審議し地域農業者に生産緑地のあっせんを依頼し、その結果の報告を求めるものである。</p> <p>平成29年 7月 5日提出</p> <p>1. 生産緑地の申請地</p> <p>習志野市●●●丁目●●●番● ●●●m² (●●●●生産緑地地区) (約●●●坪)</p> <p>2. 申請者</p> <p>習志野市●●●丁目●番●●●号 ●● ●</p> <p>3. 買取希望額 ●●,●●●,●●●●円 (●●, ●●●●円/m²あたり) (約●●,●●●●円/坪あたり)</p> <p>4. 回答期限</p>

<p>議 長</p>	<p>平成29年7月7日(金)</p> <p>以上です。</p> <p>はい、事務局ご苦労様でした。 只今の議案第5号の結果について、 皆様の地域の農業者で買取り希望者がいた地区の方は、 挙手願います</p> <p>.....挙手なし.....</p> <p>只今の結果、今時点ではどこの地区からも買取り希望者がいなかったこととなります。ただ期限までにまだ2日間ありますので、もし希望者がありましたら、先ほど事務局から言われた通り都市計画課へお話いただきたいと思います。</p> <p>はい、事務局どうぞ。</p>
<p>事務局</p>	<p>この案件につきましては、農業委員会に投げかけをされておりますので回答をしなければなりません。買取りの希望が無い場合にはご連絡は不要ですが、もし希望者がいらっしゃった場合には、買取りの希望があった旨（氏名、住所などは不要）のみを農業委員会事務局へご一報いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、次に進みます。 「議案第6号」農地利用集積円滑化事業に関する規定の変更に関する審議について事務局より、議案の朗読及び説明を求めます。 事務局、お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 6号</p> <p>農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更に関する審議について</p> <p>平成29年4月28日付け千み発第108号にて、●●●●●●●●●●組合代表●●●●●●●●●●氏より習志野市長に対し「農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更承認申請書」の提出がありました。これを受け、平成29年5月30日付け産振第259号にて習志野市長より「農地利用集積円滑化事業</p>

<p>議長</p>	<p>に関する規程の変更に対する審議について」の依頼が、農業委員会会長宛にあったので審議を求めるものです。</p> <p>平成29年7月5日提出</p> <p>《変更理由・変更概要》</p> <p>平成28年4月に「農業委員会等に関する法律」の改正が施行され「千葉県農業会議」から「千葉県農業委員会ネットワーク機構」へ名称が変更となった。これに伴い「農地利用集積円滑化事業規程」の一部が改正されたことによる。</p> <p>この規定の変更は、習志野市長及び千葉市長による承認があった日から効力が生じる。</p> <p>市長への回答期限：平成29年7月10日（月）</p> <p>次ページの13ページをお開きください。</p> <p>こちらですが、先ほども申し上げましたとおり、昨年農業委員会の法律が変わりまして、こちらの方の条文の中で名称変更だけということになります。他の内容については変更はございません。あくまでも名称変更のみということですのでご承知おきください。</p> <p>以上です</p> <p>事務局ご苦労さまでした。</p> <p>ここで、本議案について「農業委員会に関する法律」第31条の議事参与制限により、10番 伊藤 和彦 委員の除斥を求めます。審議終了までの間、別室でお待ちください。</p> <p>伊藤委員が退席する間、暫時休憩いたします。</p> <p>・・・・・・・・別室へ移動・・・・・・・・</p> <p>休憩前に戻り会議を続けます。</p> <p>この案件について、ご意見ご質問等のある方は挙手願います。</p> <p>・・・・・・・・挙手なし・・・・・・・・</p> <p>事務局にお尋ねいたします。</p> <p>この案件について、補足説明等ございますか？</p> <p>事務局</p> <p>組織変更で、その中で県農業会議がネットワーク機構に変わった</p>
-----------	---

<p>議 長</p>	<p>というだけです。</p> <p>他に質問等が無ければ、採決いたします。</p> <p>議案第6号の「農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更に 関する審議について」の決定について、ご異議なければ 決定についての同意を求めます。 同意される方は、挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、議案第6号は承認されましたので、事 務局は市長に回答してください。</p> <p>それでは、事務局10番 伊藤 和彦委員を席に案内してください。 それまでの間、暫時休憩いたします。</p> <p>・・・・・・10番 伊藤 和彦 委員 入室着席・・・・・・</p> <p>休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>それでは、議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請について」を議案とします。 事務局は、議案第7号の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 7 号</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第57条の2の規定による許可申 請書の提出があったので、県への送付について審議を求める。 平成29年7月5日提出</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番● ●, ●●●●m² 2 権利の内容 転用を伴う賃借権設定 3 転用計画 駐車場用地 4 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●丁目●●●番●号 ●●●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●

<p>議 長</p>	<p>譲渡人 習志野市●●●丁目●番●号 ●● ●</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局、ご苦労様でした。 続きまして現地調査報告を事務局よりお願いします。</p> <p>議案第7号の「農地法第5条の規定による許可申請」ですが、平成28年第6回総会、第1号議案で「習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会について」にて、農用地区域から除外され、今回、農地法5条の申請がなされました。6月30日に廣瀬会長はじめ農業委員10名、事務局2名と申請者の●●●●●●株式会社●●の●●さんと委任された業者さん1名の計14名で行いました。申請地は、次の16ページの案内図のとおり、●●●丁目●●●番●で、先程の第1号議案の隣の農地になります。申請理由は、営業車両の所有台数が増えて、現在は●道●●●●●線を挟んで向かい側に駐車場を借りており、●道●●●●●線の拡幅補修等に伴い、中央分離帯を設置することになっています。対面の駐車場から点検整備等で毎日営業車が横断していますが、近々に中央分離帯ができることにより、大幅な迂回を余儀なくされる等々、業務に支障をきたすこととなります。申請地は、本社に隣接した横並びの●道●●●●●線沿いの農地であり、申請地の右隣は●●●●株式会社、農地には隣接していませんので、被害防除の心配はありません。このことから駐車場として利用するには最適な場所と思われます。以上で議案第7号の調査報告とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、現地調査報告ご苦労様でした。</p> <p>ここで、本議案について「農業委員会に関する法律」第31条の議事参与制限により、●●番 ●● ● 委員の除斥を求めます。審議終了までの間、別室でお待ちください。</p> <p>●● ● 委員が退席する間、暫時休憩いたします。</p> <p>・ ・ ・ ・ ・ 別室へ移動 ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>休憩前に戻り会議を続けます。 この案件について、ご意見ご質問等のある方は挙手願います。</p>

<p>三代川正夫 委員</p>	<p>はい、三代川正夫委員どうぞ。</p> <p>転用計画で期間が、平成29年8月15日から11月14日までと記載されていますが、三か月だけなのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>申し訳ございません。</p> <p>平成29年8月15日から平成34年8月14日までの5年間の誤りでございます。この期間を賃貸権で借りるということでございます。</p> <p>訂正させていただきます申し訳ございません。</p>
<p>議長</p>	<p>飯生 正己職務代理も実籾地区ということで立ち会って頂きました。飯生 正己職務代理いかがですか。</p>
<p>飯生正己職務 代理者</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、議事を進めます。</p> <p>事務局は、本案件の詳細な説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第57条の2の規定による許可申請書の提出があったので県への送付について審議を求める。</p> <p>提出年月日 平成29年7月5日 農業委員会受付日 平成29年6月23日 申請目的 転用を伴う賃借権設定</p> <p>譲受人 住所 習志野市●●●丁目●●番●号 ●●●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●● 年齢●●歳 職業は●●●●です。</p> <p>譲渡人 住所 習志野市●●●丁目●番●号 ●● ●● 年齢●●歳 職業は農業です</p> <p>許可を受けようとする土地につきましては、地番 習志野市●●●●丁目●●●番●、地目は登記上畑となっております。地積は●、●●●m²、立地基準につきましては第2種農地となります。転用計画は、平成29年8月15日から平成34年8月14日まで</p>

	<p>質問等が無いようですので、 報告第3号の引き続き農業経営を行っている旨の証明書 ですが、事前に配布してありますので 質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>●●●●丁目の●● ●●さんについては、小川孝雄委員から 報告をお願いします。</p>
小川孝雄委員	<p>5月11日に事務局長と私の2名で、場所は2か所になりますが 確認いたしました。1つは私の家の前の●●道路を渡った少し奥 の方にあるところで、緑地にしてあり宅地にはできないような場 所です。若いご夫婦で朝から一生懸命に野菜を作っております。 もう一か所のところも自家消費ですけれども、まじめにしっかりと 農業をされております。</p>
議 長	<p>はい、小川孝雄委員ありがとうございました。 ●●●●丁目の●● ●●さんについては、飯生 良委員から 報告をお願いします。</p>
飯生良委員	<p>はい、問題ありません。</p>
議 長	<p>ご苦労さまでした。 ●●●●丁目の●● ●●さんについては、三代川 正夫委員から 報告をお願いします。</p>
三代川正夫 委員	<p>5月29日に松戸主幹と私の2名で現地を見せていただきました。 ●●●●さんの所は私の隣の家で●●さんご自身は今体調を 崩されていますが、奥様と息子さんご夫婦がいつもきれいに丁寧 に作物を作られているので全く問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>三代川正夫委員、ご苦労様でした。ありがとうございました。 今回は報告が3件ありましたが、そのほかの各地区の委員につい ても今後現地をみて報告をいただくことがあるかと思えます。暑 い中ではありますがご協力のほどよろしく願いいたします。 他にご質問等が無ければ、本日の総会はこれを持ちまして終了い たします。ご苦労様でした。</p>